



「人権」とは、私たち一人ひとりととってかけがえないものであり、誰もが生まれながらにして持っている人間として幸せに生きていくための権利です。誰もが幸せに生活できるように、お互いを尊重し合い、人権を大切に、力をあわせてみんなが笑顔でいられる社会を築いていきましょう。

誰もが笑顔でいられる社会へ

ヘイトスピーチ解消のための法律  
平成28年6月3日施行  
特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動を見聞きしたことはありませんか。こうした言動は、人としての尊厳を傷つけ、差別意識を生じさせることにつながるため、許されるものではありません。外国からの観光客が多い高野山の玄関口に位置する本市においても、外国の人と交流する機会が今後、ますます増加することが予想されます。民族や国籍などの違いを認め、互いの人権を尊重し合う社会を共に築きましょう。

- **日時** 11月2日(金)～4日(日)  
午前9時～午後5時  
※5日は午後4時まで
- **場所** 教育文化会館
- **問い合わせ** 人権・男女共同推進室

**人権啓発パネル展**  
市内の小中学校の児童生徒の皆さんが描いた人権ポスターなどを展示し、人権問題に対する理解を深め、人権意識の向上を目的に開催します。



- **定員** 30人
- **参加費** 無料
- **申し込み・問い合わせ** 人権・男女共同推進室  
☎33-11229
- **講師** 富岡美知子氏（異文化コミュニケーションシントレーナー）
- **テーマ** 差別をキックアウト！～フェアプレーのルールを社会へ広げよう～
- **日時** 11月29日(木)  
午後1時30分～
- **場所** 教育文化会館

イベントのお知らせ

平成30年度研修会（第2回）

人種差別や民族差別の問題について考え、国際理解を深めます。

人権を尊び、人の和を大切にし、夢とやすらぎのあるあたたかい橋本市を目指して

「人権・男女共同推進室」



人権を考える  
強調月間

11月11日～12月10日

同和運動  
推進月間

11月1日～30日

人権週間

12月4日～10日

つなげよう  
みんなの笑顔



私たちの身近なところで差別事件は起きています

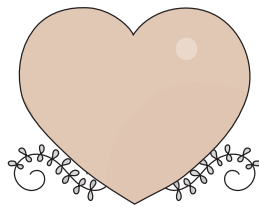
平成29年度に和歌山県内で発生した差別事件は19件で、内訳は同和地区の問い合わせが17件、障がい者差別が2件でした。その内、橋本市内でも電話による同和地区の問い合わせが2件ありました。

多様化する人権に関する課題

私たちの周りには、同和問題を始め、女性や子ども、高齢者、障がい者、外国人の人権など取り組むべき多くの課題があります。また、近年、急速に普及したインターネット上においても人権侵害が発生しています。

平成28年にできた3つの法律を知っていますか？

このような状況を踏まえ、平成28年に差別の解消を目的として次の3つの法律が成立、施行されました。本市においても、差別を解消し、明るく住みやすい社会を実現するために、必要な教育や啓発、相談体制の整備などに積極的に取り組みます。



部落差別解消推進法（平成28年12月16日施行）

同和問題は、歴史の中で作られた身分制度に基づき、特定の地域に生まれ、その地域の出身であるというだけで、日常生活や就職・結婚などにおいて差別を受ける日本固有の重大な人権問題です。

障害者差別解消法（平成28年4月1日施行）

障がいのある人に「合理的配慮」を行うことなどを通じ、その人らしさを認め合いながら共に生きる社会（共生社会）の実現を目指します。「合理的配慮」とは、障がいのある人が、社会にあるバリア（障壁）を取り除くために何らかの対応を求める意思を伝えた時に、周囲の人たちが負担になりすぎない範囲で対応すること（事業者においては、対応に努めること）です。

障害者差別解消法

（平成28年4月1日施行）

障がいのある人に「合理的配慮」を行うことなどを通じ、その人らしさを認め合いながら共に生きる社会（共生社会）の実現を目指します。「合理的配慮」とは、障がいのある人が、社会にあるバリア（障壁）を取り除くために何らかの対応を求める意思を伝えた時に、周囲の人たちが負担になりすぎない範囲で対応すること（事業者においては、対応に努めること）です。

「DVに遭っていませんか？」

DVとは、配偶者や恋人などの親密な関係にある（あった）男女間で起こる身体的、精神的、性的、経済的暴力のことで、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害です。

DVを受けている人から相談があった場合は、話をしっかりと聞き、専門の相談機関があることを知らせてください。

また、DVを受けた場合は、問題を一人で抱え込まずに次の専門窓口にご相談してください。

- **橋本市女性電話相談**（電話相談のみ）☎33-8525  
午前9時～午後1時（土・日曜、祝日、年末年始は休み）
- **県子ども・女性・障害者相談センター**（電話相談のみ）☎073-445-0793  
午前9時～午後9時30分（年末年始は休み）
- **県男女共同参画センター「りいぶる」**（電話相談のみ）☎073-435-5246  
午前9時～午後8時30分（月曜、祝日、年末年始は休み・日曜日は午後5時まで）
- **伊都振興局健康福祉部**☎42-5440  
午前9時～午後5時45分（土・日曜、祝日、年末年始は休み）
- **わかやまmine**（性暴力被害の相談、緊急医療有）☎073-444-0099  
午前9時～午後9時30分（緊急医療は午後10時まで・年末年始は休み）

※命の危険など緊急時には警察署へ110番通報してください。

小学校人権の花運動

この運動は、次代を担う小学生と人権擁護委員が協力して花を育てることを通じて、人権に対する理解を高め、豊かな人権感覚を身につけることを目的に実施されています。

本年度は、県内の111校が応募し、市内から西部小学校が最優秀賞に選ばれました。

最優秀賞



▲西部小学校の皆さん